

公共建築物の木造化についての基準

建築物の用途	建築物の規模 1 棟当たりの延べ面積)		
	1,000 m ² 以下	1,000 m ² 超～3,000 m ² 以下	3,000 m ² 超
庁舎（研修所等を含む）	3 階建て以下のものは、木造とする。		3 階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
学校（校舎、セミナーハウス）	2 階建て以下のものは、木造とする。	2 階建て以下のものは、木造（2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	2 階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（面積によっては準耐火建築物）とする。
体育館	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、木造（2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	
文化施設（図書館、美術館、博物館等）	2 階建て以下のものは、木造とする。	2 階建て以下のものは、木造（2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	2 階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（面積によっては準耐火建築物）とする。
公会堂、集会場、観覧場）	2 階建て以下で客席が 200 m ² 未満のものは木造とする。		
病院、診療所	入院施設あり	2 階建て以下のものは、木造（2 階部分が 300 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	
	入院施設なし	2 階建て以下のものは、木造とする。	2 階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
社会福祉施設	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。		
共同住宅（村営住宅等）	3 階建て以下のものは木造（3 階建てのもの及び 2 階建てで 2 階部分が 300 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		2 階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（2 階部分が 300 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。
宿泊施設	2 階建て以下のものは、木造（2 階部分が 300 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設（宿泊を伴わないものに限る）	2 階建て以下のものは、木造（2 階部分が 500 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		
試験研究機関	管理棟	3 階建て以下のものは、木造とする。	3 階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
	試験研究棟	試験研究の内容等により判断し、可能な場合は木造とする。	試験研究の内容等により判断し、かつ設計上の工夫により可能な場合は木造とする。
倉庫	2 階建て以下のものは、木造（2 階部分が 1,500 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		2 階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造の準耐火建築物とする。